

どっこの暴力団は生きていた

平成23年 8月23日

暴追かわら版

No. 136

公益財団法人青森県暴力追放県民センター
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930



快拳！快拳！快拳！

全国暴追ポスターの部で『最優秀賞』受賞決定

快拳！快拳！快拳！

当暴追県民センターで開催されました、平成23年度（第20回）暴力団追放作品コンクールにおいて金賞を受賞した4名の作品については、全国暴力追放運動推進センター主催の全国暴力追放運動統一ポスター、統一標語選考審査会へ応募しておりましたところ、この度、ポスターの部で

深浦町立深浦中学校1年 植木夏波 さん
の下記作品が『最優秀賞』に決定したとの連絡がありました。



※ 植木夏波さんは、本年10月12日、青森市民ホールで開催される「第20回暴力団追放・銃器薬物根絶青森県民大会」において、ポスター中学生の部金賞受賞者として表彰されるとともに、11月29日、東京都の明治記念館で開催される

「平成23年全国暴力追放運動中央大会」
において表彰されることになっております。

※ 本県からは、平成19年に標語の部で、つがる市立木造中学校3年（当時）の對馬聖玲菜さんが最優秀賞を受賞しておりますが、ポスターの部での入賞は初めてです。

不当要求対応マニュアル・・・その19

事例 26

通信講座を受講したが、募集内容と異なり高額な資料代、特別講座料等次々と要求され、解約を申し出たところ「若い者を集金にいかせる」「会社に押しかけるぞ」「街宣車を差し向ける」と言って脅かされている。

対応要領

- ▶ 悪質商法で使われる典型的な脅し文句です。
- ▶ このような脅しを実行するには、相当な費用と時間がかかることと、警察に捕まる危険性がありますので、政治又は思想的な背景があったり、命がけの恨みでもない限り、実際行動に出ることはまずありません。
しかし、彼らは「善良な市民はこのような脅かし文句に非常に弱い」ことを知っており、これにつけ込むのが狙いですので怯えることなく、毅然と断ることです。
- ▶ 「ご要求には添えません。」
- ▶ 「お金を払うつもりはありません」
- ▶ 街宣車を出すとされたら、「不法行為に対しては、しかるべき措置を取らせていただきます」という信念で対応します。
- ▶ 名誉毀損行為や業務妨害的な街宣活動に対しては、泣き寝入りすることなく警察に届けることです。

法的対応

- ▶ 金品の要求はあったが、刑法などの構成要件に触れる言動がなかった場合（例えば、脅迫又は暴行を加えての金品の要求がないなどで、刑事、民事のどちらともいえない場合）
 - * 指定暴力団の場合～暴対法第9条2号容疑事案として検討 早期相談。
 - * その他の者の場合～面接時の相手の会話内容を詳細に記録又は録音し、事後の証拠保全に努める。
- ▶ 暴行、脅迫の上、金品の要求、又は面会強要や強談要求があった場合
 - * 指定暴力団・その他の者～恐喝罪、脅迫罪、暴力行為等処罰ニ関スル法律第2条違反（集団的、常習的面会強請・強談威迫）の適用検討。
- ▶ 面談を断り帰ってもらうことを告げても居座って帰らない場合
～刑法第130条（不退去罪）の適用検討